

神戸市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 5 月 24 日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 4 号

神戸市就学援助規則の一部を改正する規則

神戸市就学援助規則（平成12年 4 月教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(援助費の支給及び委任) 第 7 条 [略] 2 [略] 3 教育長は、別表10の項の給食費について、 <u>現物をもって支給するものとする。</u> 4 [略]	(援助費の支給及び委任) 第 7 条 [略] 2 [略] 3 被認定者は、別表10の項の給食費について、 <u>請求、受領及び執行を、被認定者の児童又は生徒の在学する学校の学校長に委任するものとする。</u> 4 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の神戸市就学援助規則第 7 条第 3 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。